

「基本政策検討チーム」ヒアリング
雇用・人材関係について

平成26年10月9日
厚生労働省

地域での良質な雇用機会の確保・創出／人材育成 ①

これまでの主要施策

- ① 地域での良質な雇用機会を確保・創出するために、主として**雇用情勢が悪い地域における雇入れ助成や自治体の雇用創出等に係る取組に対する支援**等を実施。

【事業主支援(雇用情勢が特に厳しい地域)】

- ・ 求職者の雇入れ等を行う事業所への助成。

【地方提案型の自治体の取組支援】

- ・ 自治体のみでは解決困難な雇用課題について国も知恵出しして、雇用創出や人材育成等を支援。
(都道府県型、市町村型)
- ・ 自治体が地域の特性を踏まえて行う人材育成の取組を支援。

- ② UIJターンを推進するために、**東京、大阪のハローワーク内にコーナー**を設け、職業紹介や生活関連情報を提供。
また、**自治体やNPOが主催する**地方合同就職面接会、回帰フェアの**開催を支援**(主として地方就職希望者への支援が中心)。

評価

- ① これらの事業の結果、**約10.6万人の雇用を創出**。(平成25年度実績(執行額約1,341億円))

課題

今後は、**人口減少・流出に伴う雇用課題を抱える地域への対策**も必要。

対応の留意点

- ・ 複雑な課題に対応するため、**地域関係者の視点を広く反映できる仕掛けが必要**。
- ・ **熱意のある自治体の取組を促すとともに重点的に支援**。

- ② 平成25年度のUIJターンコーナーでの**職業紹介件数は1,899件、うち就職者数は218名**。(東京、大阪に相談員4名を配置)

課題

地方への人の還流をより大きな流れにしていくためには、**新卒者を中心に地方就職希望者を掘り起こし、地方への送り出しを積極的に行う必要**。

対応の留意点

- ・ **大都市圏で地方就職希望者の掘り起こしを行うことは個々の自治体では困難**。

地域での良質な雇用機会の確保・創出／人材育成 ②

今後の方針

I **人口減少・流出に伴う雇用課題に対応するため、これまでの雇用施策の実績と課題を検証した上で、以下の方針で対応。**

① **地域だけでは雇用課題への対応が困難な場合、国も一緒に知恵を絞り、雇用創出や人材育成に向けた地域の取組を支援。**

事業実施にあたっての工夫

- ※ 熱意のある自治体の申出に応じ、「雇用創出」「地域に必要な人材の育成」「定着支援」等の取組を国も一緒に知恵出して支援。
- ※ 計画策定や進捗管理等を実施するために、自治体や労使団体、金融機関、大学、NPOなど、地域関係者で構成されるプラットフォーム(協議会)を設置。
- ※ **人材育成**については、地域の多種多様なニーズに応じ、新たな人材育成プログラムの開発等を行う都道府県を支援

② **地域が知恵を出し、創意工夫を活かして行う、雇用創出や人材育成に向けた自治体の計画的な取組を支援。**

事業実施にあたっての工夫

- ※ 熱意のある自治体はその発意に基づいて行う、「雇用創出」「地域に必要な人材の育成」「定着支援」等の取組を重点的に支援。
- ※ 重点分野・事業目標の設定や評価を実施するためのプラットフォーム(協議会)を設置。

II **東京一極集中を是正し、地域経済を支える人材を積極的に呼び戻すため、各自治体の取組との相乗効果に留意して以下の方針で対応。**

① **大都市圏において、新卒者を中心に地方就職希望者の掘り起こしと相談支援を実施。**

事業実施にあたっての工夫

- ※ ハローワークの職業相談・マッチングのノウハウと連携し、地方就職の実現を後押し。

② **地方就職希望者を丁寧に自治体やワンストップ支援窓口、ハローワーク等につなぎ、地方就職の後押しを実施。**

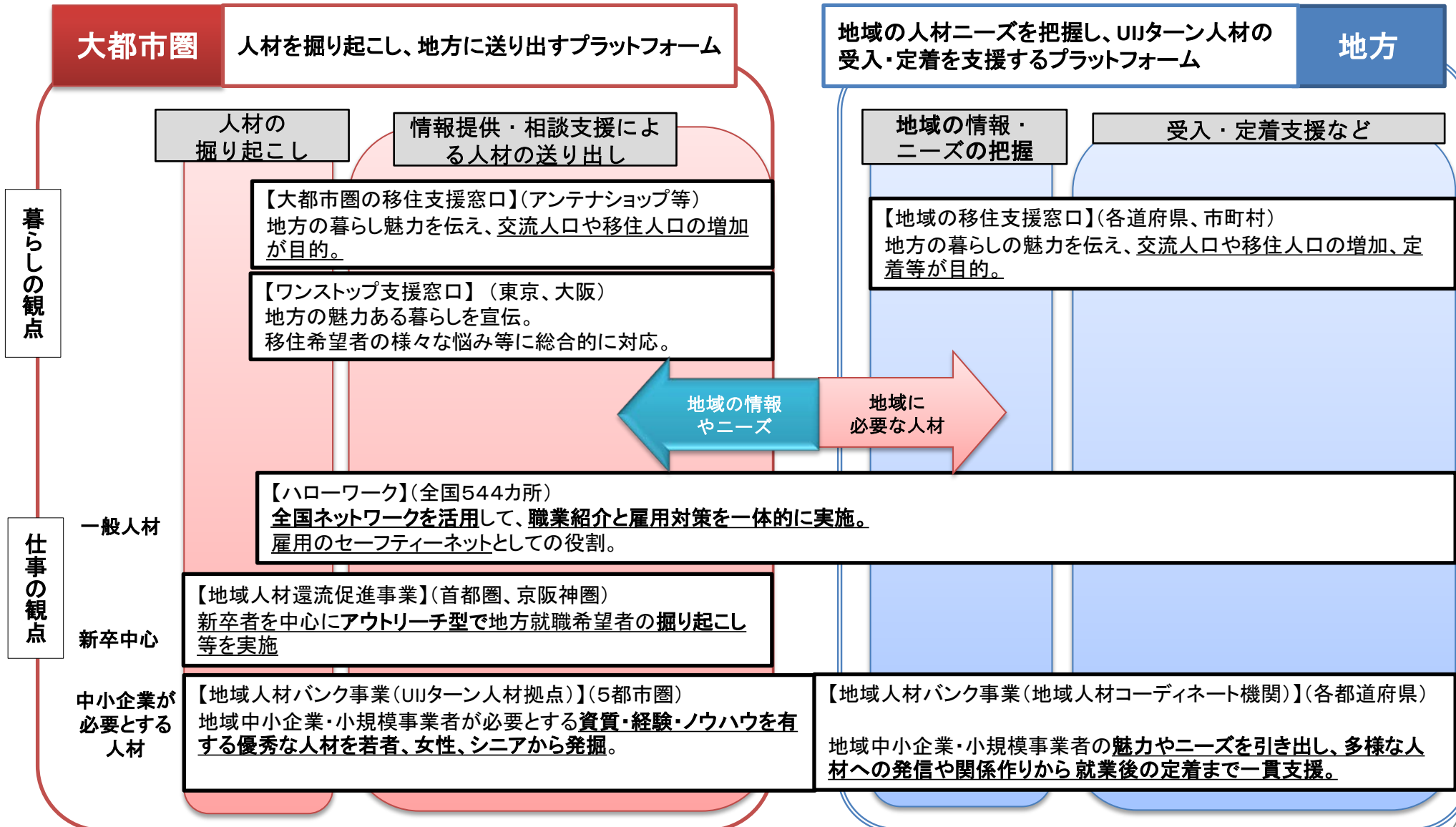
参考：平成25年度に首都圏からハローワーク経由で首都圏外へ就職した者の数 12,364人
平成25年度に京阪神からハローワーク経由で京阪神外へ就職した者の数 10,266人

事業実施にあたっての工夫

- ※ 国、自治体や大学、企業等で構成される連絡会議を国に設置し、関係者の意見を踏まえて効果的に実施。
- ※ 新卒者のみならず転職者や定年退職者も対象。「地域おこし協力隊」や「田舎で働き隊」も送り出し先として連携)

地方に必要な人材を大都市圏から還流させる仕組みについて

- 大都市圏と地方に地方就職関係者で構成するプラットフォームを設置し、地方の人材ニーズを把握し、大都市圏から人材を還流させる仕組みを構築する。



若者の地元での就職・定着に向けて

- 若者の就職活動・人材育成について、『地域のプラットフォーム』において、様々な施策メニューから、地域や若者の状況に応じた施策の活用・連携
⇒ 地域において**安定した雇用を実現**

地元での**就職活動**の支援

- 『新卒応援ハローワーク』における新卒者等に対するきめ細かな支援
- 『わかものハローワーク』等におけるフリーター等に対する支援
- 『地域若者サポートステーション』によるニート等の若者に対する職業的自立支援
- 『ジョブカフェ』におけるワンストップでのサービス提供

地元で必要とされる**人材の育成・キャリアアップ**等の支援

〈施策メニュー例〉

- 『地域しごと創生プラン』による良質な雇用の確保
- 地域のニーズに応じた新たな**人材育成プログラム**の開発
- 『ジョブ・カード』の活用によるキャリア形成・職業能力の見える化の推進
- 『キャリアアップ助成金』・『トライアル雇用奨励金』の活用等による正社員化の支援
- 介護・保育・建設等の人手不足分野において**雇用管理改善に取り組む事業主への支援、公共職業訓練の充実**

地元において
**安定した雇用
の実現**

施策メニューの中から、
状況に応じた必要な施策の活用(連携)

地域の**プラットフォーム**

自治体や労使団体、金融機関、大学、NPOなど、地域の関係者が共同して、地域の雇用環境等の評価・分析等を行い、若者の地元就職・定着のためにその地域で必要な施策を検討



【参考1】今後の若者の活躍促進に向けた支援


- 今後、若年労働力人口が減少していく中で、地域経済を支える若者の就職・育成を促進し、地域の活力を取り戻すことが大きな課題。
- そのため、以下のような施策の実施により、若者や非正規雇用労働者の安定雇用を実現し、地域の若者の自立・地域経済の活性化を促進していく。

➤ 新卒者等の職業意識の醸成・就職支援の強化

- ・「若者応援企業宣言」事業の更なる普及・活用促進
- ・新卒応援ハローワーク等における新卒者等に対する就職支援の強化

➤ フリーター・ニート等への就職支援の強化

- ・「わかものハローワーク」等におけるフリーター等に対する支援
- ・地域若者サポートステーションによるニート等の若者に対する職業的自立支援
- ・ジョブ・カードの更なる活用促進を図るための見直しを実施

- 
- 総合的かつ体系的な若者雇用対策の充実に向けた法的整備
 - 「正社員実現加速プロジェクト」の推進
 - 「多様な正社員」の普及・拡大(地域限定正社員を含む)

『正社員実現加速プロジェクト』の推進

- 経済の好循環の動きを更に進めるため、雇用情勢が着実に改善している今、フリーターや団塊ジュニア世代を重点として、非正規雇用労働者の正社員化の実現を強力に進める

2014年度

【ハローワーク（HW）の正社員求人数】400万人 【HWによる正社員就職者数】90万人
【HWの紹介により正社員化したフリーター等の数】30万人

2020年

【フリーター数】124万人（ピーク時：217万人（2003年））

『正社員実現キャンペーン』を強力に推進

- 各地域で、地域の経営者団体等に対し、正社員の採用等を働きかける啓発運動を強力に推進

ハローワークによる正社員就職の実現

- 正社員求人の拡大に取り組み、正社員就職の実現を加速
- フリーター女性に配慮したキャリア・コンサルティングの実施、団塊ジュニア世代を対象とする相談対応窓口の設置

正社員実現に取り組む事業主への支援

- 派遣労働者の正社員転換、『多様な正社員』の導入支援、人材育成の促進に向けた『キャリアアップ助成金』の拡充
- 勤務地・職務等限定の『多様な正社員』の普及・拡大
- 『トライアル雇用奨励金』によるフリーター・ニート等の正社員就職の実現
- 就業経験等に応じた公共職業訓練、成長分野で求められる人材育成の推進

派遣労働者の直接雇用・正社員化促進

- 派遣労働者がキャリアを見直す契機とするため、新たな期間制限の設定、派遣元に対するキャリアアップ措置の義務づけ、派遣先に対する正社員応募機会の提供の義務づけ等必要な法制上の措置
- 派遣先が派遣労働者を正社員雇用する場合の『キャリアアップ助成金』を拡充（1人当たり80万円支給）
- 派遣先に直接雇用される際のルールを派遣契約に定めるよう措置・周知啓発

未来を創る若者のための総合的・体系的な法的整備

- 就職準備、就職活動、就職後のキャリア形成までの若者雇用対策を総合的・体系的に推進、法的整備の検討

※ 平成27年度予算概算要求内容を含む。

【参考2】ハローワークの主な取組と成果

・ハローワークは1日約17万人が利用する行政機関であり、全国544所のハローワークに加え、地方自治体とのワンストップ窓口（「一体的実施施設」）を230カ所設置（平成26年10月1日時点）するなど、地域に密着した業務を実施。

・全国ネットワークにより都道府県域を超えた就職・募集活動に対応。

新規求職者数 634.7万人 新規求人数 973.6万人 就職 210.8万人 雇用保険受給資格決定件数 166.7万件（平成25年度実績）

働く希望を持つ若者・女性・障害者等の就職支援など政策課題にも積極的に対応

若者（新卒者・フリーター）

※実績は平成25年度実績（ただし、雇用確保措置導入済み企業割合及び障害者の実雇用率は平成24年6月1日現在）

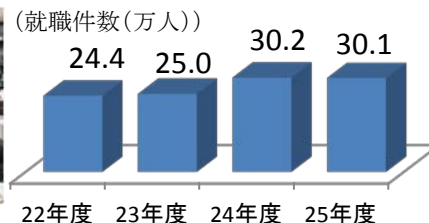
・新卒応援ハローワーク（57カ所）を設置し、新卒者等に対して、ジョブサポーターによる担当者制の支援を実施

【利用者数 のべ70.0万人、ジョブサポーターの支援による就職決定 20.0万人】

・わかものハローワーク（27箇所）、窓口・コーナーを設置（210か所）、フリーター等の正規雇用化を支援 【フリーター等の就職件数 30.1万人】



（新卒応援ハローワーク）



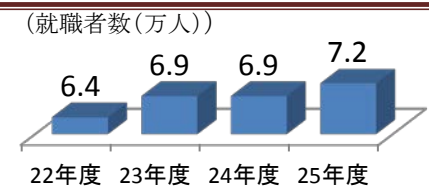
子育て女性等

・子ども連れで来所しやすい環境のマザーズハローワーク・コーナーを設置（180カ所）、仕事と子育てが両立しやすい求人の確保や担当者制による支援を実施

【就職者数 7.2万人】 ※担当者制支援＝対象者6.3万人、就職者5.5万人、就職率87.0%



（マザーズハローワーク）



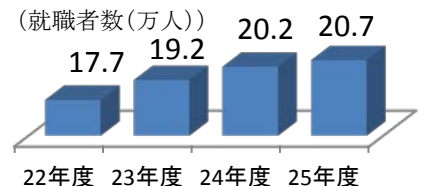
高齢者

・高齢者に対するきめ細かな職業紹介や、企業に対する65歳までの雇用確保措置の導入に向けた相談・指導を実施

【就職者数 20.2万人 雇用確保措置導入済み企業（31人以上規模） 92.3%】



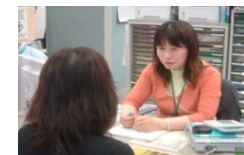
（高齢者就職面接会）



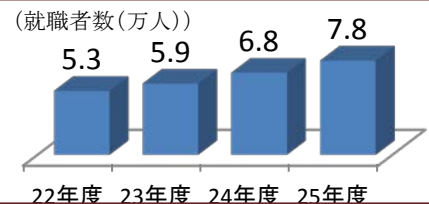
障害者

・障害特性に応じた職業紹介と雇用率未達成企業に対する厳正な指導を組み合わせ実施【就職者数 7.8万人 実雇用率 1.76%】

※企業指導にあたっては、人事機能を有する本社を管轄するハローワークと就業地のハローワークの連携が重要



（ハローワークでの職業相談）



【参考3】地域において働く方々の活躍に向けた『多様な正社員』の普及・拡大

背景

- 今後、将来にわたって生産人口が減少していく中で、地域経済の活力を取り戻すためには、若者や女性が**地域において産業・社会の担い手として能力を発揮できる環境を作ることが重要**。
- そのためには、**労働者一人ひとりの状況・希望等に応じたワーク・ライフ・バランスと、地方の企業による優秀な人材の確保や定着の実現を促進することが必要**。

『多様な正社員』の普及・拡大に向けた今後の具体的な取組

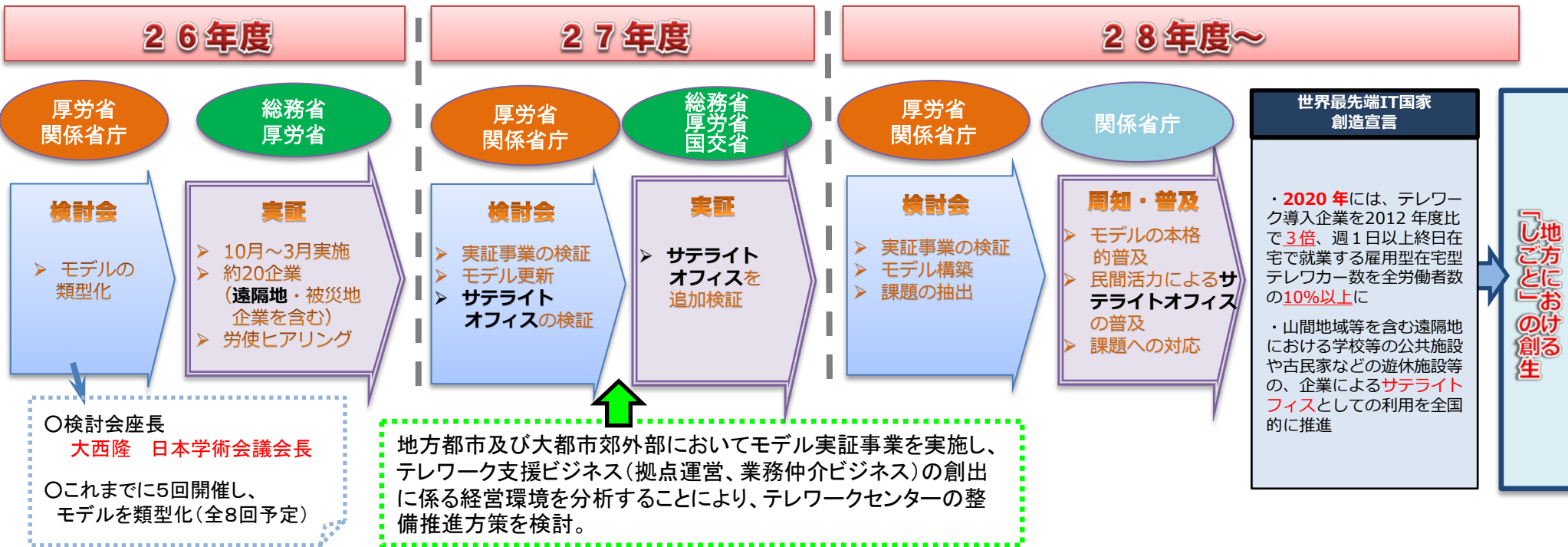
- 『**多様な正社員**』の導入促進に向けた助成措置
『キャリアアップ助成金』の拡充による『勤務地定正社員』制度を新たに導入する企業に対する助成措置の創設
- **好事例等の収集・周知**
『多様な正社員』のモデルとなる好事例・就業規則の規定例を幅広く収集し、『雇用管理上の留意事項』と併せて、セミナー等により事業主に対して徹底した周知
- **企業に対するコンサルティングの実施**
『多様な正社員』制度の導入等を検討している企業への支援

期待できる効果

- **新規大卒者等に対する地元採用枠の設置の促進**
- **育児や介護の事情で転勤が難しい者や地元に着した就業を希望する者**については、離職を防止するとともに、地元での定着を促進
- 安定雇用の下で**技能の蓄積・承継が必要な生産現場における非正規雇用からの転換**の受け皿
- 多店舗経営するサービス業における**地域のニーズにあったサービスの提供**が可能

【参考4】地方創生の実現に向けたテレワークの推進

- 大都市への一極集中の是正による**地方における「しごと」の創生**やワーク・ライフ・バランスの実現に資するテレワークを推進するため、関係省庁（**総務省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省**）が連携し、テレワークの普及促進に向けた支援を実施。
- テレワーク導入モデル**の構築に向け、総務省と連携して労務管理、人事評価、情報通信技術等に係る実証事業を実施。平成27年度は、国交省と連携し、誰でも利用できる展開拠点として**サテライトオフィス（テレワークセンター）の整備**に向けたモデル実証を併せて実施。
- サテライトオフィスを活用したテレワークを対象とした**助成金（職場意識改善助成金テレワークコースの拡充）**に必要な予算を要求。



主なテレワーク施策（平成27年度・厚生労働省）

- ①**助成金の拡充**（職場意識改善助成金テレワークコース）
 - サテライトオフィスを活用したテレワークを助成対象に追加
 - 【助成額】：導入経費の1/2～3/4（上限額：150万円）
 - 【助成対象】：会社のネットワークに安全にアクセスする機器の導入経費等
- ②労働時間等設定改善指針等の改正
 - 柔軟な所定労働時間の設定が可能となる手法を盛り込む。
- ③表彰制度の構築
- ④相談センター・訪問コンサルタント・セミナー
- ⑤業界団体と連携し、業種の特性に応じたテレワークの導入の促進
- ⑥労使向けシンポジウムの開催

「地方の産業(医療、福祉等)における事業主体(非営利法人等)」

— 非営利ホールディングカンパニー型法人制度(仮称)の創設について—

◎ 社会保障制度改革国民会議 報告書（平成25年8月6日）

II 医療・介護分野の改革

2 医療・介護サービスの提供体制改革

(3) 医療法人制度・社会福祉法人制度の見直し

医療法人等との間の競争を避け、地域における医療・介護サービスのネットワーク化を図るためには、当事者間の競争よりも協調が必要であり、その際、医療法人等が容易に再編・統合できるよう制度の見直しを行うことが重要である。

このため、医療法人制度・社会福祉法人制度について、非営利性や公共性の堅持を前提としつつ、機能の分化・連携の推進に資するよう、例えばホールディングカンパニーの枠組みのような法人間の合併や権利の移転等を速やかに行うことができる道を開くための制度改正を検討する必要がある。

複数の医療法人がグループ化すれば、病床や診療科の設定、医療機器の設置、人事、医療事務、仕入れ等を統合して行うことができ、医療資源の適正な配置・効率的な活用を期待することができる。

◎ 成長戦略進化のための今後の検討方針（平成26年1月20日 産業競争力会議）

II. これまで成長産業と見做されてこなかった分野の成長エンジンとしての育成

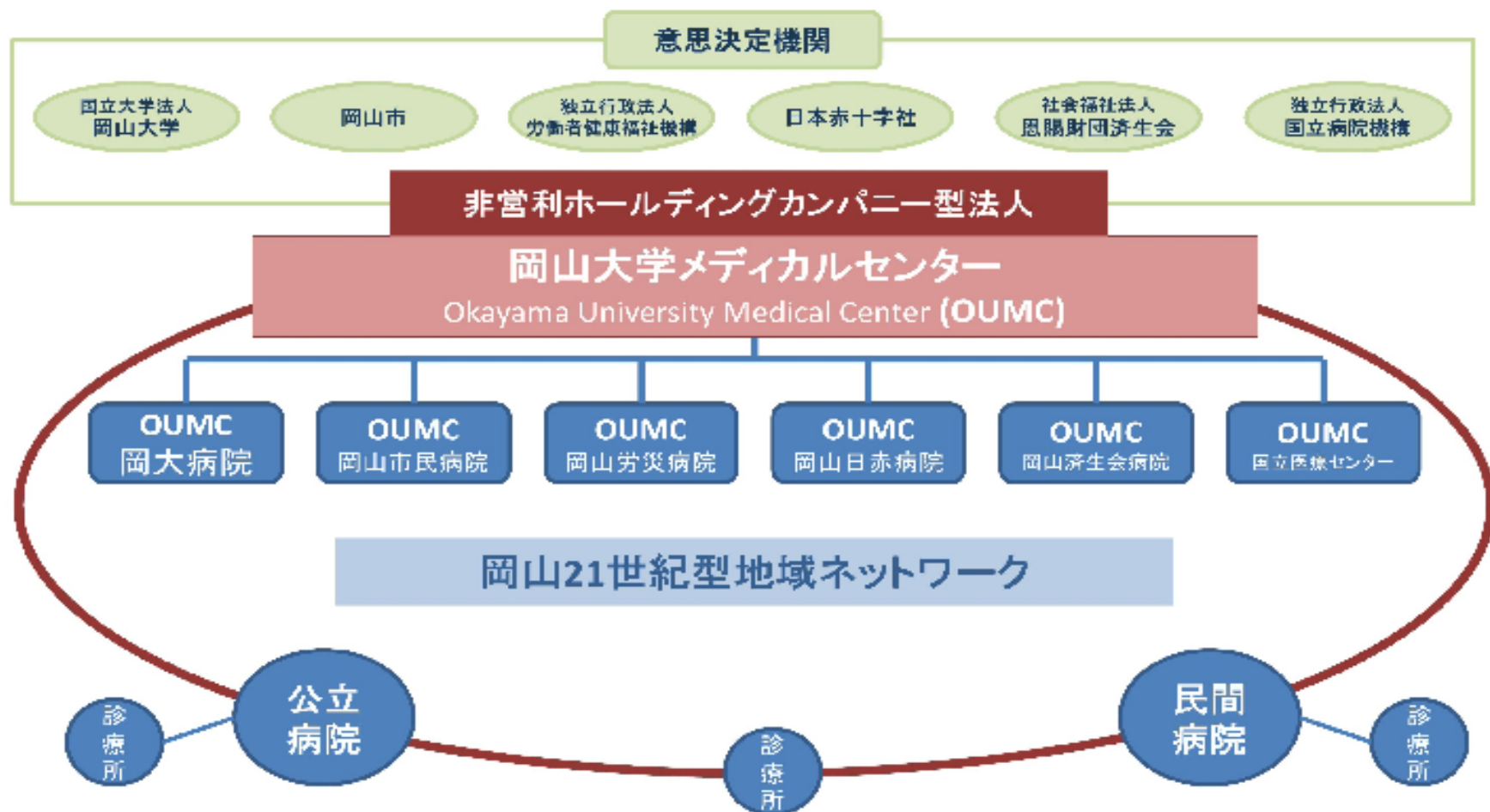
1. 社会保障の持続可能性確保と質の高いヘルスケアサービスの成長産業化

① 医療・介護等の一体的サービス提供促進のための法人制度改革等

病院や社会福祉施設等の経営を効率化・高度化するとともに、受け皿不足となっている回復期病床等を増やし、在宅医療・介護分野を充実する機能分化を進める。

このため、複数の医療法人や社会福祉法人等を社員総会等を通じて統括し、一体的な経営を可能とする「非営利ホールディングカンパニー型法人制度（仮称）」を創設する。その制度設計に当たっては、当該非営利ホールディングカンパニー型法人における意思決定方式に係る高い自由度の確保、グループ全体での円滑な資金調達や余裕資金の効率的活用、当該グループと医療介護事業等を行う営利法人との緊密な連携等を可能とするため、医療法人等の現行規制を緩和するべく検討する。具体的内容について平成 26 年中に結論を得て速やかに制度的措置を講じる。

(2) 岡山大学メディカルセンター構想の概要



◎ 「日本再興戦略」改訂2014（平成26年6月24日 閣議決定）

第二 3つのアクションプラン

二. 戦略市場創造プラン

テーマ1：国民の「健康寿命」の延伸

（3）新たに講ずべき具体的施策

i) 効率的で質の高いサービス提供体制の確立

① 医療・介護等を一体的に提供する非営利ホールディングカンパニー型法人制度（仮称）の創設
地域内の医療・介護サービス提供者の機能分化や連携の推進等に向けた制度改革を進め、医療、
介護サービスの効率化・高度化を図り、地域包括ケアを実現する。

このため、医療法人制度においてその社員に法人になれることを明確化した上で、複数の医療法人や社会福祉法人等を社員総会等を通じて統括し、一体的な経営を可能とする「非営利
ホールディングカンパニー型法人制度（仮称）」を創設する。

その制度設計に当たっては、産業競争力会議医療・介護等分科会中間整理（平成25年12月26日）
の趣旨に照らし、当該非営利ホールディングカンパニー型法人（仮称）への多様な非営利法人の参
画（自治体、独立行政法人、国立大学法人等を含む）、意思決定方式に係る高い自由度の確保、グ
ループ全体での円滑な資金調達や余裕資金の効率的活用、当該グループと地域包括ケアを担う医療
介護事業等を行う営利法人との緊密な連携等を可能とするため、医療法人等の現行規制の緩和を含
む措置について検討を進め、年内に結論を得るとともに、制度上の措置を来年中に講ずることを目
指す。

医療法人の事業展開等に関する検討会

1 設置の趣旨

医療法人に関しては、病床の機能分化・連携などを進め効率的で質の高い医療提供体制を構築するため、医療法人等との間の連携を推進すること等としており、日本再興戦略等において課題の検討が求められており、有識者による検討会を開催する。

2 審議事項

- ・ 非営利ホールディングカンパニー型法人制度(仮称)の創設について
 - ・ 医療法人の透明性の確保・ガバナンスの強化について
 - ・ 医療法人の分割について
 - ・ 社会医療法人の認定要件の見直しについて
- 等

3 座長

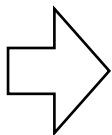
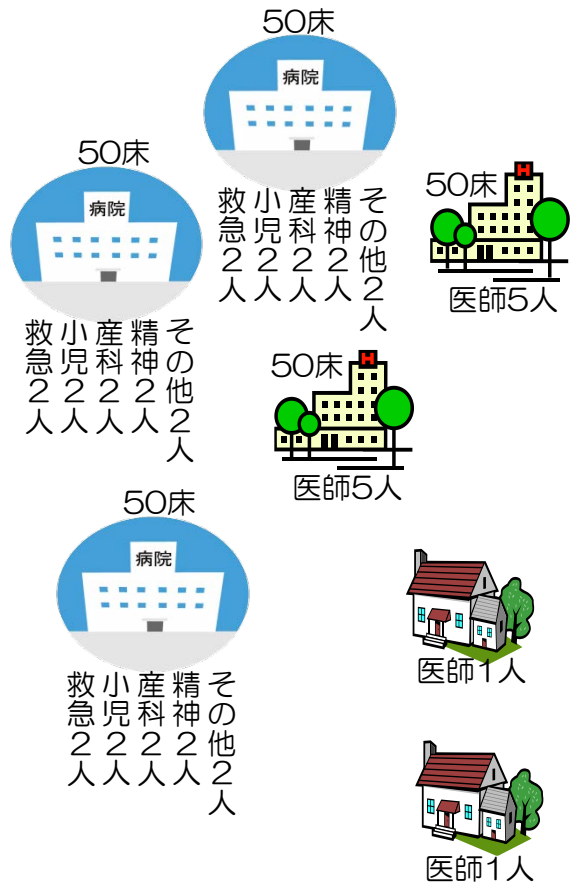
田中 滋 慶應義塾大学名誉教授

4 審議スケジュール・開催状況

- 平成25年11月から本年9月までに6回開催
- 平成26年10月10日に第7回開催予定
- 本年11月を目処にとりまとめ予定
第8回 平成26年11月上旬

新型法人設立の効果・メリット（イメージ図）（案）

<法人設立前>



<法人設立後>

・統一的事业実施方針の議論・決定

・医薬品の共同購入や医療機器の共同利用
・グループ内の資金の活用(資金貸付)

新型法人（法人本部機能）

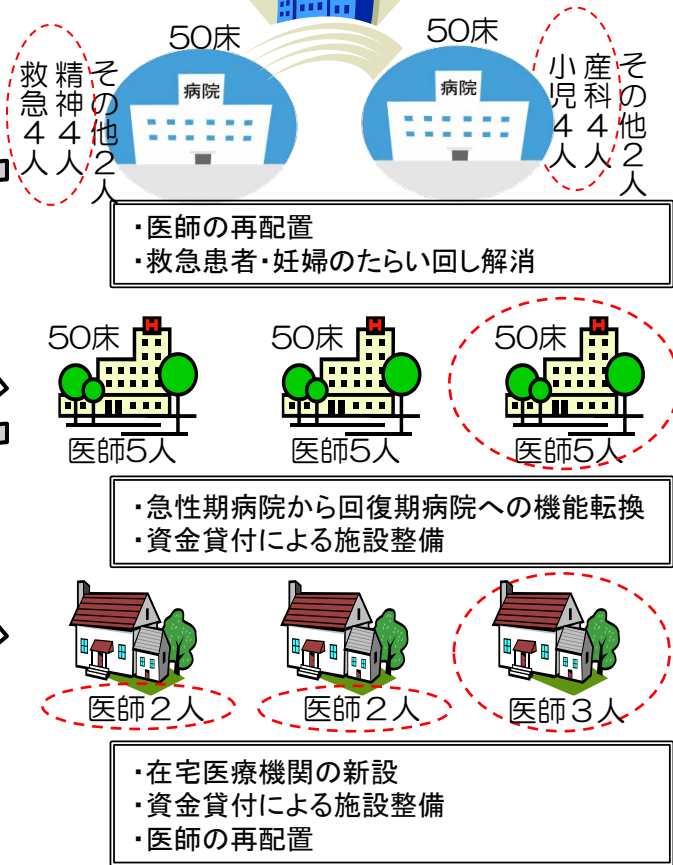
病床機能の分化・連携

急性期病院 過剰 → 適正化

回復期病院 不足 → 充実

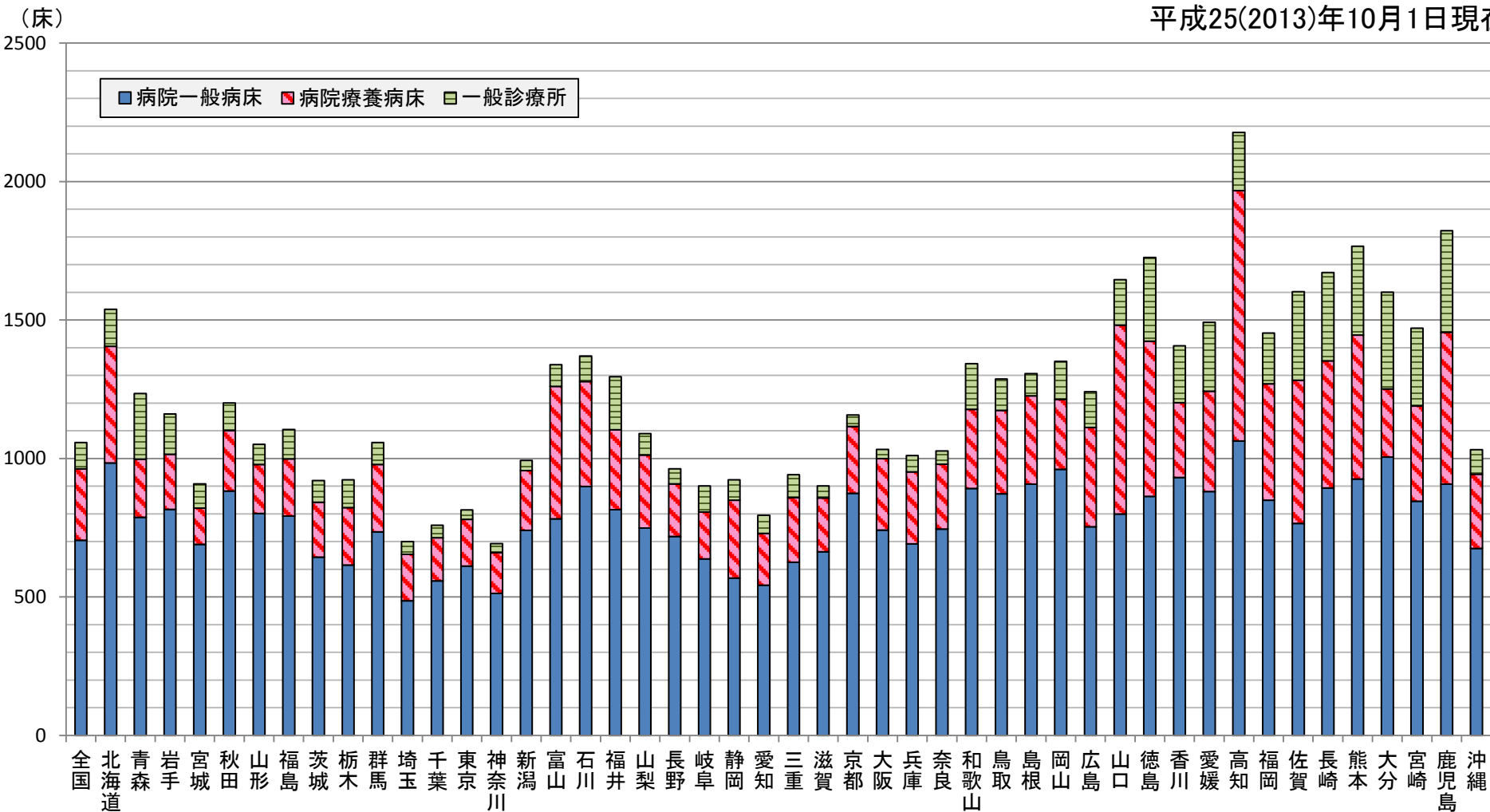
在宅医療機関 不足 → 充実

退院調整の円滑化



都道府県別にみた人口10万対病床数(一般病床・療養病床)

平成25(2013)年10月1日現在



平成25年(2013)医療施設調査より作成

開設者別にみた病院数及び病院病床数

平成25(2013)年10月1日現在

開設者別にみた病院数 総数:8,540

開設者別にみた病院病床数 総数:1,573,772

